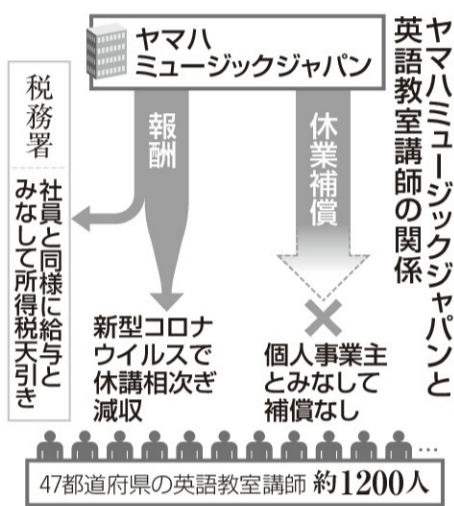


英語講師、制度隙間で対象外



ヤマハ1200人休業補償なし

楽器大手ヤマハの子会社「ヤマハミュージックジャパン」が、47都道府県で展開する英語教室の講師約1200人に対し、報酬を税法上の給与とみなして社員と同様に所得税を夫引きする一方、雇用契約を結んでいない個人事業主として扱い、新型コロナウイルス感染症拡大による休業補償をほとんどしていないことが3

日、分かった。

講師らは税法上は給与所得者で、個人事業主を救済する国の持続化給付金の対象からも外れていた。5月下旬の国の方針変更で今後は支給できるが、審査が厳しく大幅に遅れそう。制度の隙間を突くような特殊な働き方問題がコロナ禍で浮き彫りになった。

労働組合「ヤマハ英語講師ユニオン」によると、講師は会社と業務委託契約を締結。休講教室が出ても補償はなく、会社からは月額報酬の2割が「お見舞金」名目で一度支払われただけだった。雇用契約がないため社会保険に未加入で、会社は休業補償の原資にできる雇用調整助成金を使えず、公的支援策の活用を呼び掛けている。

コロナ禍で減収した個人事業主は最大100万円の持続化給付金を受け取れるが、税法上の事業所得者に限られ、講師ら給与所得者は対象外だった。国の方針変更で受け取れることになったものの「事業所得者よりも詳しく審査する」(中小企業庁)とされ、相当の時間がかかる見通し。

労働問題に詳しい清水亮宏弁護士は「会社がいびつ

な形を放置したことで、講師が法律のはざまに置かれた。責任は重い」と話している。

な形を放置したことで、講師が法律のはざまに置かれた。責任は重い」と話している。